

豊中市外の福祉ホーム運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市外の福祉ホームを利用する障害者（入居前の居住地が豊中市であった者に限る。）が、当該地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、当該福祉ホームを運営する者に対し、福祉ホーム運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、豊中市補助金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉ホーム

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 28 項に規定する福祉ホームをいう。

(2) 福祉ホームを運営する者

福祉ホームの事業主体として自ら運営する者又は福祉ホームの事業主体からその運営を受託したものをいう。

(補助の対象とする福祉ホームの要件)

第3条 補助の対象とする福祉ホームは、次の要件を満たすものとする。

(1) 豊中市に住民登録を有する者または入居直前まで豊中市に住民登録を有していた者（以下「補助対象者」という。）が現に入居していること。

(2) 豊中市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 64 号）を満たしていること。

(3) 管理人を配置し、次の業務を行なわせていること。

ア 施設の管理

イ 利用者の日常生活に関する相談、助言

ウ 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

(4) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮していること。

- (5) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行っていること。
- (6) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、利用者の意見を尊重して定めるよう努めていること。
- (7) その他、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていること。
- (8) 本市の調査及び照会に協力し回答すること。

(補助額算定方法)

第4条 補助額は、当該福祉ホームの所在地を管轄する市町村が福祉ホーム運営事業を補助している場合に、当該市町村で定める福祉ホーム補助基準額の一人当たり月額に、補助対象者数及び当該補助対象者に対する該当年度の事業実施延べ月数（毎月1日現在で入居している場合に事業実施延べ月数に含める。）を乗じて得た金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、当該市町村が、福祉ホーム補助基準額等を、国庫補助基準単価及び他市町村と比較して著しく高額に設定している場合は、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする福祉ホームを運営する者の代表者は、福祉ホーム運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時は交付の決定を行い、福祉ホーム運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに福祉ホーム運営実績報告書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、当該報告に係る交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、福祉ホーム運営事業補助金確定通知書(様式第4号)により当該事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 市長は、前条による通知を受けた者から福祉ホーム運営事業補助金請求書(様式第5号)の提出があったときは、その日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、当該請求が適切でない場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)3月19日より施行し、平成23年(2011年)6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年(2019年)5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

年 月 日

福祉ホーム運営事業補助金交付申請書

豊中市長 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者職・氏名 _____

豊中市外の福祉ホーム運営事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり福祉ホーム運営事業補助金の交付を申し込みます。

記

補助金交付申込額	円
----------	---

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

(様式第2号)

第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

印

福祉ホーム運営事業補助金交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みのあった福祉ホーム運営事業補助金について、豊中市外の福祉ホーム運営事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額	円
-------	---

交付の条件

- (1) 事業を中止し又は廃止する場合は、市長の承認を受けること
- (2) 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告すること
- (3) 事業完了後、市長の定める期日までに実績報告を提出し、余剰金が生じた場合は、市長が定める期日までに超過額を返還すること。

福祉ホーム運営事業補助金実績報告書

年 月 日

豊中市長 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者職・氏名 _____

年（ 年） 月 日付 第 号で交付の決定を受けた補助金について、豊中市外の福祉ホーム運営事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添付し実績報告書を提出します。

補助対象者氏名	
生年月日	
利用施設名	
利用施設住所	
入居前住所	
入居開始日	

上記の補助対象者が、入居開始日より、 年 月 日現在において、当福祉ホームに入居中であることを確認します。

【添付書類】 決算書

(様式第4号)

第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

印

福祉ホーム運営事業補助金額確定通知書

年 (年) 月 日付 第 号で決定した福祉ホーム運営事業補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金交付確定額	金 円
----------	-----

※ 交付済額に余剰金が生じた場合は、市長が定める期日までに超過額を返還すること。

年 月 日

福祉ホーム運営事業補助金請求書

豊中市長 様

交付決定金額	十億			百万			千			円
請求金額										

年（ 年） 月 日付 第 号で交付決定通知がありましたので、上記のとおり請求します。

事業者	所在地	〒
	電話番号	
	名称	
	代表者職・氏名	